

特別定額給付金
こんな場合はどうなるの？

問1.　申請書を早く提出すれば、 早く給付金を受け取れますか？

答　５月２０日（水）までに受け付けた申請を一律に５月２５日（月）に口座振込します。

問2.　給付対象者の基準日は4月27日とされていますが、 具体的に教えてください。

答　〇基準日までに生まれたお子さん
〇基準日以降に亡くなられた方
〇住民基本台帳に記録されている外国人
} 全ての方が対象となります

問3.　世帯主が、 何らかの理由により自分で申請できない場合はどうしたら良いですか？

答　本人による申請が困難な場合は、代理人による申請も可能です。
基準日時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の普段から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方による代理申請が認められます。（申請書の裏面に委任事項を記入する欄がありますので、忘れずに記入してください）

問4.　本人確認書類の免許証、 健康保険証、 マイナンバーカード等を持っていない場合、 ほかに本人確認できるものはありますか？

答　世帯主宛ての郵便物、 病院の診察券、 住所の確認できる公共料金（水道・電気など）の領収書などの中から2点の写しを添付してください。

問5.　口座番号が確認できる書類はなぜ必要なのでしょうか？

答　給付金は、原則として口座振込となります。
申請書に記載した口座番号等のチェックを行うため添付が必要です。
なお、水道料金や町税の引き落とし口座、児童手当の受給口座に振込みを希望される方は、申請書にその旨を記入していただくことで口座番号が確認できる書類の添付を省略することができますが、なるべく添付されますようご協力をお願いします。
（本人確認書類の写しは省略できません）

問6.　申請書が届く時に長期不在などで郵便物を受け取れない場合はどうすればいいですか？

答　日本郵便の転送サービスをご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができます。

問7.　マイナンバーカードを今から作って申請したいのですが？

答　マイナンバーカードが手元に届くのは手続きから３週間程度が必要ですので、早期に受給を希望するのであれば郵送での申請をお勧めします。

注意!!

「特別定額給付金」に関連した“詐欺”が各地で発生しています！



**役場の職員がキャッシュカードやクレジットカードを預かったり、暗証番号をお聞きしたりすることはありません。
また、受給手続きを代行する事業所もありませんので、
怪しい電話やメール、訪問者等には十分ご注意ください。**